

「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」骨子

第1 はじめに

～徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の必要性～

この方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、本県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

第2 いじめの定義

～文部科学省平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成25年5月）及び「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）」より～

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめに対する基本理念

～いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）基本理念～

○いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒が学校教育活動全体を通して安心して生活し、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにする。

○全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響等いじめの問題に対して児童生徒の理解を深める。

○いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会を挙げていじめ問題を克服することを目指す。

第4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

～いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処・地域や家庭との連携・関係機関との連携～

- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めること。
早い段階からの確実な連携を持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保すること。
組織的な対応を行うこと。
家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ること。
- 学校関係者は地域、家庭と連携すること。
学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築すること。
- 十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくこと。

第5 いじめの防止等のために県が実施する施策

- (1)「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定
- (2)「いじめ問題等対策連絡協議会（仮称）」の設置
- (3)「健全な成長をめざす生徒指導の在り方審議会（仮称）」の設置
- (4) いじめの防止に向けた取組

- 道徳教育及び体験活動等の充実
- 教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上
- 鳴門教育大学予防教育科学センターの専門的な知見を活用し、「徳島版予防教育」としての取組
- 児童生徒の情報モラル教育の充実、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備。併せて、保護者に対する広報や啓発
- いじめに関する相談制度等についての広報や啓発

(5) いじめの早期発見に向けた取組

- スクールカウンセラーの配置や、24時間いじめ相談ダイヤルの設置等の整備
- 「健全な成長をめざす生徒指導の在り方審議会（仮称）」での、対応策の具体化
- コンビニエンスストアと連携するなど、地域社会との協働という観点を加えた取組

(6) いじめの解消に向けた取組

- 「阿波っ子スクールサポートチーム」を組織し、問題解決への取組
- 「学校問題解決支援チーム」を組織し、問題解決への取組

(7) 地域や家庭との連携した取組

- PTAや地域の関係団体等と学校関係者の協議や地域、家庭と連携、学校内外で児童生徒と大人が接するような取組
- 法務局との連携強化や、警察との情報共有体制の構築と連携

(8) 学校評価及び教員評価の留意点

- いじめの問題を隠さず、実態把握や対応が促されるような評価目標の設定や、目標への具体的な取組を評価するよう、学校評価への指導・助言
- 児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、教員評価への指導・助言

第6 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
- (3) 学校におけるいじめの防止

- 学校全体で「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気の醸成
- 教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を育むとともに、さまざまな体験活動により、お互いの人格を尊重する態度の醸成
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくり
- 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の自己有用感や自己肯定感の養成
- 児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組
- 情報モラル教育を充実させるとともに、指導法の充実

(4) 学校におけるいじめの早期発見

- 教職員相互の積極的な情報交換や、情報共有
- 定期的なアンケート調査や、児童生徒のいじめを訴えやすい雰囲気づくり
- 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制の整備と、電話相談窓口の周知

(5) 学校におけるいじめに対する措置

- 「いじめの防止等の対策のための組織」での速やかな対応
- 学校の設置者への報告と、被害・加害児童生徒の保護者への連絡
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときの所轄警察署への通報
- インターネット上の不適切な書き込み等への対応
- 地域や家庭との連携

(6) より実効性の高い取組を実施するための措置

- 各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルでの検証

第7 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による対処

①県立学校

県教育委員会又は学校は調査組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

②私立学校

学校法人又は学校は調査組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 知事による再調査

知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、県立学校又は私立学校の重大事態に係る調査結果について、調査を行うことができる。

(3) 再調査に基づく措置

知事は、再調査の結果を踏まえ、重大事態の対処又は同種の事態の発生防止等のために必要な措置を講ずる。

※重大事態とは

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態として、重大事態に係る事実関係を明確にするため調査を行う。

